資料 2

規制改革推進3か年計画(改定)

平成14年3月29日 閣議決定

- 2 13年度重点計画事項
- 5 環境
- (4) 都市のヒートアイランド現象の解消【平成 14 年度中に措置】 都市のヒートアイランド現象の実情にかんがみ、下記のような対策を構ずる。
- 1.現在、各種の対策が関係各省、地方公共団体等において実施されているが、これをより効果的なものとしていくためには、従来のように、対策実施主体が個々別々に対応するのではなく、各種の対策が相互に連携し、体系立って実施される必要がある。

このため、環境省、国土交通省、経済産業省等関係省庁からなる総合対策会議を設置する など、総合的な推進体制を構築するとともに、ヒートアイランド現象の解消対策に係る大 綱の策定について検討し結論を出す。

- 2. ヒートアイランド現象については、地域により、排熱の原因別の寄与度や原因の相互 関連性、地形等の差異があると考えられるため、対策の更なる推進のためには、更に各原 因間の関連性、寄与度等複雑なメカニズムを更に解明していく必要があり、そのための調 査・分析を進める。
- 3.ヒートアイランド対策を考える上で、都市の形態も重要となる。例えば、都市内の一定地域においては高層化を図りつつ一方では中層・低層地域を別途確保することにより海や周辺地域からの風が都市内を通るようにする「風の道」を確保することや、高層化によりビルディングの建築面積を小さくする代わりに緑地帯を増やすこと、中心地域の高層化により都市の平面的な広がりを小さくして移動・物流に係るエネルギーコストや配電ロスを節約し排熱を減少させることなどにより、ヒートアイランドの緩和が図られることもあると考える。
- 4.このようなことから、2で述べたようにヒートアイランド現象のメカニズムを解明していく必要があるが、国土交通省において都市政策の観点からもヒートアイランド対策について検討していく。